

被災地での介護人材確保における広告プロモーション委託業務 委託仕様書

1 委託業務の目的

本委託業務は、今後の「被災地における福祉・介護人材確保事業」の施策形成に資するため、首都圏を始めとした福島県外在住の主に20代から40代を中心とした移住に関心の高い世代層（以下「対象者」という。）に対し、相双地域等（※）において介護職として働きながら居住することに関する意識調査を行いその結果を検証するとともに、福祉・介護職や関東圏の介護福祉関係養成施設（以下「養成施設」という。）の学生等に向けて相双地域等の現状や介護人材確保事業等の情報を発信することにより、相双地域等の介護人材確保を目的とする。

※ 「相双地域等」とは、福島県相双地域（相馬市、南相馬市、新地町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、飯舘村、葛尾村、川内村）、いわき市及び田村市をいう。

2 委託業務の概要

- (1) 意識調査の実施及び調査報告書の作成
- (2) 介護福祉関係養成施設の学生等への広報及び訪問調査の実施
- (3) 介護関係専門誌等への広告

3 委託業務の内容

本委託業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 意識調査の実施及び調査報告書の作成

対象者が相双地域等に移住することに対する関心度及び相双地域等に居住して介護職に就くことを可能とする諸条件等に関する意識調査を実施し、今後の「被災地における福祉・介護人材確保事業」の施策展開に資する調査報告書をまとめる。

- ① 意識調査の対象者

20代から40代を中心とした移住に関心の高い世代層 400名程度

※ 400名は有効回答数とする。

- ② 意識調査票の作成

意識調査票の内容は下記の項目を満たすこと。

なお、意識調査票の具体的な項目及び内容については、事前に本会と協議したうえで、調査項目及び内容を決定すること。

ア 対象者の属性

イ 対象者が相双地域等に移住することに関する関心度

ウ 対象者が相双地域等に居住して介護職に就くための生活及び労働環境等に関する諸条件等

エ その他上記記載事項に関連して必要となる項目

③ 意識調査の実施

6月中旬から7月中旬まで、意識調査を実施する。

なお、意識調査の実施方法は、本会と協議のうえ決定すること。

④ 調査票の集計及び調査報告書の作成

ア 調査票の集計

7月中旬の意識調査の終了後、速やかに調査票を集計すること。

イ 調査報告書の作成

8月末までに調査報告書（概要版及び全体版）を作成すること。

なお、調査報告書は、今後の「被災地における福祉・介護人材確保事業」の施策展開に資する内容を含むものとし、作成にあたっては本会と協議し、調査報告書を纏めること。

(2) 介護福祉関係養成施設の学生等への広報及び訪問調査の実施

相双地域等に居住して介護職に就くための動機づけとなる効果的なチラシ・ポスターを考案、作成するとともに、チラシ・ポスターを活用して養成施設を訪問、進路指導担当職員等に面談したうえ、広報活動を行うとともに、今後の「被災地における福祉・介護人材確保事業」の施策展開に資するような調査活動及び情報収集を行う。

① 訪問対象の養成施設数

50ヶ所程度

② チラシ・ポスターのデザイン及び作成

学生等にアピールするためにチラシ・ポスターをデザインし、作成すること。

作成枚数 チラシ 3万部以上

ポスター 100枚以上

③ 養成施設での広報及び訪問調査

ア 広報活動

進路指導担当職員等に面談し、相双地域等の福祉・介護人材確保の現状と必要性等を説明し、チラシ・ポスターによる学生等への広報を依頼すること。

イ 訪問調査活動

上記アに併せて、当該養成施設の進路相談等における学生の意識や動向及び養成施設の学生が相双地域等に居住して介護職に就くために必要な諸条件等を調査すること。

④ 訪問調査報告書の作成

上記③における訪問活動の内容等（訪問日時、面談した相手方、訪問活動の内容

等（訪問時に撮影した写真を含む）等）とともに、訪問調査活動により得られた学生の意識や動向、相双地域等に居住して介護職に就くための諸条件等に関する情報を項目別に分類して、報告書にまとめること。

なお、報告書の内容については、事前に本会と協議し、確認を受けて、報告書を作成すること。

(3) 介護福祉関係専門誌等への広告

介護職等に対し効果的な広報を行うため、広告を行う。

① 広報媒体・広報内容の検討

広報を行う広告媒体、広告内容を検討し、原案を作成すること。

なお、原案については、本会に報告のうえ承認を得ること。

② 広報の実施

承認を受けた広告媒体、広告内容により、下記のとおり広告すること。

ア 広告媒体 発行部数が 30,000 部以上の専門誌で 3 媒体以上

イ 広告回数 1 媒体につき年 3 回以上

4 関係機関との連携

本委託業務を進めるにあたっては、本会はもとより「ふくしま 12 市町村移住支援センター」や移住相談員及び就職相談員（NPO 法人ふるさと回帰支援センター内）並びに移住推進員等、福島県の移住関連関係機関との連携を密にしながら実施すること。

5 委託料に含まれる経費

委託料に含まれる経費は、次のとおりとする。

なお、本会職員の同行等の旅費等は除く。

(1) 本委託業務実施上必要な業務管理経費

(2) 本委託業務における活動経費（事業に要する旅費、郵便料、印刷費、機器等リース料、消耗品費等）

(3) 広告媒体への広告等における経費

(4) 消費税及び地方消費税相当額

6 提出書類

受託者は、委託契約書に定めるもののほか、次の書類を指定する日まで提出しなければならない。

(1) 委託業務着手届（第 1 号様式）

契約後 7 日以内

(2) 業務実施体制図（様式任意）

契約後 7 日以内

(3) 委託業務完了届（第 2 号様式）

委託業務完了後速やかに

- | | |
|--------------------|--------------|
| (4) 業務実績報告書（第3号様式） | 委託業務完了後30日以内 |
| (5) その他本会が指定する書類 | 本会が指定する日まで |

7 実施体制等

- (1) 受託者は、本委託業務における主たる責任者を定めて、本委託業務全体の進行管理を行うとともに、業務運営や進行管理等必要事項に関する本会との調整や報告について、責任をもって行うこと。
- (2) 委託業務着手届を提出する際に、実際に委託業務にあたる業務実施体制について任意の様式で本会に提出すること。

8 委託業務終了時の成果品の提出

本委託業務が終了した時には、速やかに委託業務完了届を提出するとともに、委託業務完了後30日以内に下記の成果品等を提出すること。

- (1) 業務実績報告書（第3号様式）
- (2) 意識調査の調査報告書（概要版及び全体版）及びデータ
- (3) 養成施設の学生等への広報業務により作成したチラシ・ポスター及びデータ
養成施設の訪問により情報収集した内容等をまとめた訪問調査報告書
- (4) 介護福祉関係専門誌等での広告記事及び広告内容等のデータ
- (5) その他、本会が必要と認める書類及びデータ

9 委託料の支払い

上記7に定める成果品の検収後、受託者から提出された請求書に基づき委託料を支払う。

10 契約に関する条件等

- (1) 再委託の禁止
本委託業務の全部又は一部であっても本会の承認を得ることなく第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 情報の目的外使用等の禁止
本委託業務を通して知りえた情報は、目的外の使用、第三者への提供、漏洩及び売買を行ってはならない。

11 その他の留意事項

- (1) 本委託業務により製作される成果物の著作権は本会に譲渡するものとし、成果品の構成素材（写真やイラスト等）については、本会が二次的著作物を作成し、利用す

ることができるものとする。

- (2) 受託者は、業務の遂行に当たり本会と協議し適時連絡を取るとともに、調整を行うものとする。

なお、案件の内容によっては福島県との協議が必要となり、時間を要するものもあるので、そうした事態を考慮に入れて本委託業務の進行管理を適切に行うこと。

また、本会との調整や報告にあたり、必要があると認められる場合は福島県の担当職員が立ち会うことがある。

- (3) 本委託業務に関する受託業者における書類・領収書等は、委託事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保存すること。
- (4) 本仕様書に定めがない事項又は仕様について生じた疑義については、本会及び受託者双方で協議の上、決定するものとする。